

からに、感じて多くの財を贈れば、ますますかたく儉を守りて、身も立家をも起し、その富めること弟にも劣らざりけり。

〔白河樂翁公傳〕十月三年天明○十六日、御家督を繼せ給ひ、先公は木工頭と改め、公○松平○定信は越中守に

成り給ふ、扱此年の事は、天下久しく飢饉の災なかりし後なれば、人々油斷して雨いかに降るとも、今日晴たらば實るべし、明日晴たれば豊ならんと、七月の末まで雲をながめ、送りし内に、米價貴くなり、一旦の利を貪り、蓄へたる米も賣代なし空乏になり、御家中一統人別扶持にも爲たる節にて、人々みな公の襲位は迷惑の時節に奉存、御用人辻勘助申上るは、君には悪しき時の御家督にて、御心痛成せらるゝ事よと申上しに、公はいや然らず、斯る時こそ人心一新する者故、不幸の幸也とのたまひ、御家督の日に御家老を召、凶年は珍らしからぬ事にて、今迄無りしは幸とも云べし、驚くべきにあらず、凶年には凶の備なすこそよけれ、いで此時に乗じて儉約質素の道を教て、磐石の固めとなすべしと仰付らる、翌日邸中の御家來のこらす召出され、質素儉約は御身を手本と成し奉るべし、若御身此言に違ひ給は、人々も皆背くべしと仰出さる、此節より御膳部も痛く減じ、朝夕一汁一菜、晝は一汁二菜と定め、御衣服も是迄習ひ給はぬ木綿を著、御夜具までも鬱金染の木綿裏を付、御駕籠蒲團も紬等に製せよと命じ玉ひしに、是迄用ひ玉ひし天鷲絨、いまだ新しければ、是を退けて別に作なんは、却て不益なるべしと、有司の申せしに、公の仰には物の改むべき時は、左にてはなきものぞ、新に製せよと命じ給ひ、御身を以て下の先となり奉ひ給ふ、

〔銀臺遺事〕天明五年、御所勞重賢細川○いたく重らせ給ひて御おきふしも、左右よりたすけ參らす

頃、御寢所の疊のやれて、御足にさわらん事の、うれたければとりかへまほしと、近習のものども、いひあひせけれども、左申さんには、よもゆるし給はじとて、用處にましませしほどに、こと所